

# 市からの 連絡帳

## 届け出・税

### 証明書コンビニ交付サービス 停止のお知らせ

システムメンテナンス作業に伴い、マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスが下記の日程で停止します。ご理解とご協力をお願いします。  
※停止日時とは変更になる場合がありますので、最新の情報は市HPをご覧ください。  
**時** 4月25日(休)  
**対** 市内外の全店舗  
▶ 市民課 **☎** 042-460-9820  
**保** **☎** 042-438-4020

### 軽自動車税の納税通知書を発送

軽自動車税納税の納入通知書を4月26日(金)に発送予定です。  
軽自動車税は、4月1日現在の所有者の方に対して課税されます。4月2日以降に廃車や譲渡をした場合でも旧所有者に課税されます。その場合の月割りによる払い戻しはありません。  
**障害者手帳をお持ちの方などへの減免**  
一定の要件の下に軽自動車税を減免します。納期限日までに申請が必要です。詳細はお問い合わせください。  
▶ 市民税課 **☎** 042-460-9826

## 年金

### 4月から産前産後期間の 国民年金保険料が免除

**免除期間**  
出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。なお多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。  
※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方を含む)。  
**対** 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

**届出時期**  
出産予定日の6カ月前から、または出産後  
**持** ● 出産前：母子健康手帳など  
● 出産後：出産日は市で確認できるため原則不要。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類  
**①** 通知カードまたは個人番号の表示がある住民票の写し  
**②** 運転免許証・パスポート・在留カードなど  
※届け出が本人の場合はマイナンバーカードを提示。マイナンバーカードがない場合は①および②を提示  
**場** 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)  
**問** 武蔵野年金事務所  
**☎** 0422-56-1411(ナビダイヤル)  
▶ 保険年金課 **☎** 042-460-9825

### 国民健康保険から職場の 健康保険になった方は手続きを

国民健康保険の加入者が職場の健康保険(社会保険)に加入した場合は、国民健康保険の脱退(止める)手続きが必要です(自動切り替えはありません。会社なども手続きはしません)。また、手続きが2年以上遅れた場合、保険料の減額ができなくなることがありますのでご注意ください。  
**場** 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)・出張所  
※郵送可(詳細は市HPまたは下記へ)  
**持** ● 職場の健康保険証(コピー可)  
● 国民健康保険証  
● マイナンバーカードまたは通知カード  
※通知カードの場合は本人確認書類(免許証・パスポート・在留カードなど顔写真付きのもの。顔写真がない場合は、年金手帳・キャッシュカード・診察券などを2点以上)も必要  
**手続きできる方** 本人または同一世帯員(別世帯の場合は委任状が必要)  
▶ 保険年金課 **☎** 042-460-9822

## 子育て

### ひとり親家庭の父母に 資格取得のための給付金を支給

◆ 自立支援教育訓練給付金  
**対** 児童扶養手当の受給者などで、介

護職員初任者研修・ケアマネジャー・福祉住環境コーディネーター・パソコン講座・医療事務資格など厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講する方  
**給付額**(受講後に支給)  
受講に要した費用(入学料および授業料)の100分の60相当額(1万2,000円~20万円)  
※雇用保険の教育訓練給付金の受給資格がある場合は、雇用保険の給付額を引いた額  
◆ 高等職業訓練促進給付金など  
**対** 児童扶養手当の受給者などで、保育士・(准)看護師・介護福祉士・理学療法士・調理師・製菓衛生士などの資格(修業年限1年以上)を取得見込みの方  
※いずれも事前の相談が必要。詳細はお問い合わせください。  
▶ 子育て支援課 **☎** 042-460-9840

## 福祉

### 家族介護慰労金・介護用品を支給

在宅の高齢者を介護する家族の経済的負担を減らし、在宅生活の継続と向上のために支給します。  
**対** 下表の要件を全て満たしている65歳以上の高齢者を1年間以上介護し、過去1年間以上、市民税非課税世帯に属する方  
※前年度支給を受けている方は、申請から1年以上経過していなければ申請できません。

高齢者の要件	
過去1年間以上	要介護4または5と認定されている 市民税非課税世帯に属している 介護保険サービスを利用していない(通算7日間までのショートステイまたは医療型ショートステイ利用を除く)
過去1年間	介護保険施設以外の病院などへの90日以上長期入院をしていない

**慰労金支給額** 年額10万円  
**介護用品** 年間で4万円相当額分を限度として支給  
**申** 12月27日(金)までに、介護保険被保険者証・認め印・金融機関口座の分かるもの(郵便局を除く)を高年齢支援課(保谷保健福祉総合センター・田無庁舎1階)へ持参  
▶ 高齢者支援課 **☎** 042-438-4028

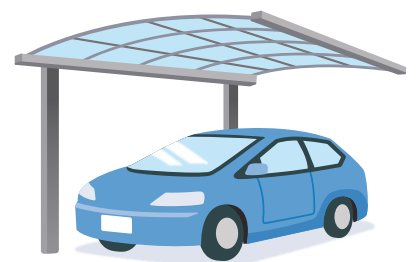
## 暮らし

### 東日本大震災による 避難者への水道料金・ 下水道料金の減免期間の延長

下記のとおり、減免期間を延長します。既に減免中の方は再申請不要です。  
**対** 都営水道の給水区域(水道)・市内(下水道)の居住者のうち、  
● 東日本大震災により居住困難となった被災者  
● 福島第一・第二原子力発電所周辺の避難指示地域からの避難者(親族宅などへ入居している方は当該住宅の給水契約者)  
**延長期間**  
2020年3月31日まで  
**申** 全国避難者情報システムの登録者には、都から避難先に申請書などを郵送(都営住宅などの都があっせんする住宅の入居者は申請不要)  
※詳細は申請書をご覧ください。お問い合わせください。  
**問** 東京都水道局多摩お客さまセンター  
**☎** 0570-091-101  
**☎** 042-548-5110  
▶ 下水道課 **☎** 042-438-4058

### カーポート・物置の 設置工事は確認申請を

カーポートや物置(建築物と見なさない小規模なものを除く)などは、建築基準法に基づいて計画や工事をする必要があります。  
手続き違反(建築基準法第6条)や建ぺい率(同法第53条)超過の場合は、「違反建築物」となり撤去が必要な場合もあります。  
昨年は建築基準法違反の指導や注意などを約250件行いました。簡易的な工事でも、自己判断せずに下記へご相談ください。  
▶ 建築指導課 **☎** 042-438-4019



## 国民健康保険加入者向け 温泉センター割引利用券を配布

国民健康保険に加入している方に、**問**と契約した温泉センターの割引券を配布します。  
**問** 東京都国民健康保険団体連合会 **☎** 03-6238-0150  
▶ 保険年金課 **☎** 042-460-9821

**利用期間** 2020年3月31日まで  
※年末年始などの休館日は直接施設にご確認ください。  
**配布場所** 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)・出張所  
**温泉センター**  
● 檜原温泉センター「数馬の湯」/檜原村2430・**☎** 042-598-6789  
**時** 午前10時~午後7時(土)・(日)・(祝)は午後8時<sup>まで</sup>  
定休日：(月)(祝の場合は翌日)  
**¥**(終日)大人：入館料金より300円割引  
子ども：入館料金より200円割引  
● 奥多摩温泉「もえぎの湯」/奥多摩町氷川119-1・**☎** 0428-82-7770  
**時** 営業時間については、季節ごとに異なりますので、施設へお問い合わせください。  
定休日：(月)(祝の場合は翌日)  
**¥**(2時間)大人：入館料金より300円割引  
子ども：入館料金より200円割引

● 秋川渓谷「瀨音の湯」/あきる野市乙津565・**☎** 042-595-2614  
**時** 午前10時~午後10時 定休日：3・6・9・12月の第2(火)(そのほか不定休)  
**¥**(3時間)大人：入館料金900円→700円  
子ども：入館料金450円→250円  
● 生涯青春の湯「つるつる温泉」/日の出町大久野4718  
**☎** 042-597-1126  
**時** 午前10時~午後8時  
定休日：第3(火)(祝の場合は翌日)  
**¥**(3時間)大人：入館料金より200円割引  
子ども：入館料金より200円割引

